

プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関する検討会
第3回 議事概要

○日時：2021年9月30日（木） 13:00～15:00

○場所：WebEx 開催

○出席者：渡部座長、一色様（井川委員代理）、生貝委員、太田委員、越塚委員、沢田委員、
宍戸委員、田丸委員、津田委員、増島委員、眞野委員、望月委員

○個人情報に関して

- アグリゲーションによって新たなパーソナルデータが生成される可能性がある。典型的には信用スコアや、健康寿命を予測する場合など。それらについてコントロールビリティを個人情報保護法との関係でどう整備するかは重要。データの利用目的として、アグリゲーションによって新たな個人情報を生成しうることを説明したり、通知、公表するといったことが考えられる。
- アグリゲーションした結果、生成された新しいパーソナルデータは、保有個人データに当たる場合もある。その場合、誰に法的義務が生じるかを明確にしておくべき。
- 提供先で個人情報、個人データになることはないという前提で個人関連情報を提供しても、実際には提供先で個人情報・個人データとなる可能性がある。この点をどう扱うべきかは重要な問題。対応としては、①個人情報に当たり得るとして個人情報・個人データを提供する場合と同等のコントロールビリティ担保を求めるか、②提供先で個人情報・個人データにならないレベルまで匿名化することを要件に個人情報としての規制がかからないようにするか、どちらかに収斂するのではないか。
- 位置情報や行動履歴は個人関連情報に当たる場合が多い。それらをプラットフォームで扱うときにどういうことが懸念されるか、どういうコントロールが必要なのかを検討すべき。

○ガバナンスについて

- プラットフォームがステークホルダーの意見を吸い上げる手続きをガイドランスで明記することが重要。
- プラットフォームの中立性を担保する判断基準や、そのアカウントビリティを担保していくことが、プラットフォームのルールをつくる中で重要。
- 中立性については、プラットフォームがどういった位置に立つのか（取引中立性を保てる立場の場合と、取引当事者となる場合）によって、方策を変えることが必要。
- ガバナンス、データの取扱いに関するポリシーの基準が、各社で異なり得る、データを連携するにあたってのガバナンスやプライバシーに関する基準が設けられると良い。
- データ利用者においてデータガバナンスが効いているかどうかについて、クローズドなプラットフォームの方がオープンなプラットフォームよりもチェックがしやすいと

いったプラットフォームの性質を踏まえた検討が必要な点もガイダンスに盛り込んでおくべき。

- ガバナンスの在り方としてプラットフォームの参加資格をどう考えていくのかも重要。
- モニタリングの部分でコストを下げるためには、テクノロジーをどう使うかという話になる。テクノロジーによりモニタリングできるようなルール設計がなされることが重要。
- アジャイル型のガバナンスを行うにはコストがかかるため、これを負担できる体力がプラットフォームに求められる。このコストを国も含めてどう分担していくのかという点も重要な検討事項
- ベナルティーに関する適正手続を確保しようとするコストがかかる。コストはプラットフォーム単体で負担できない場合があるため、公的な執行も必要かもしれない。その際には立法などをベースに民間にてベナルティーの仕組みを設けることでコストを減らすことも考えられる。
- 義務違反の程度に応じて、段階的に措置を講じていくという形がよい。例えば義務違反がある程度軽微であれば、一旦は改善を促し、それでも駄目なら一時停止、永久停止、資格剥奪という流れがあり得る。
- 手続面の担保として、反論の機会や、違反の是正をプラットフォーム側、参加者側ができる形を設けることも一案。ただ、コストとのバランスも考慮すべき。

○その他

(ルール形成に関して)

- マルチステークホルダーによるルール形成が重要。契約の公正性も、ステークホルダーの様々な議論やネゴシエーション、モニタリングレビューの中で実現されてくることがある。

(ITの活用について)

ITの機能については、単語レベルで独り歩きしないようなガイドが必要。ルールのエンフォースやトレースを全て技術に頼って実施することは難しく、ルールの履行を担保するために別途ガバナンスのメカニズムが制度上は必要。

以上